全教しいぶり
15年9月号
発行
全胆振教職員組合

安保法案が強行採決、成立

安保法案が 19 日未明の参院本会議で、自民、公明、元気、次世代、改革などの賛成多数で可決、成立しました。連日、国会前でデモ、集会が繰り返され、成立後の調査でも「賛成」34.1 %、「反対」53.0 %(共同通信)と、国民の半数を超えた意見を無視しての強行採決でした。

安保法制は戦争法制

日本は、戦後 70 年、憲法 9 条によって「一発の銃弾も撃たず、一人も殺さない」平和国家としての道を歩いてきました。世界にも認められた平和国家としての地位を、安保法制が奪いかねません。安保法案は 11 もの法案からなっていて、複雑です。ここで再度、安保法制が戦争するためのものであることを３つの視点から解説します。

(1) 集団的自衛権･有事法制の拡張

集団的自衛権には「厳格な歯止め」(安倍首相)があるとされます。①日本、**<u>または密接な関係国</u>**への武力攻撃があり、存立が脅かされる、②他に適当な手段がない、③必要最小限度が「新３要件」と言われる歯止めです。これまでは、「日本」への武力攻撃という個別的自衛権のみが認められていました。それに、「関係国」への武力攻撃が加えられ、集団的自衛権に道を開きました。

日本にはすでに有事法制がありますが、この 12 年間、一度も発動されていません。日本への武力攻撃がないわけですから当然です。そこで、考え出されたのが「存立危機事態」です。「存立危機事態」というのが「①密接な関係国(米･豪国)への武力攻撃が日本の存立を脅かす」場合にあたります。アメリカへの攻撃が日本にどのような影響が与えるかはほとんどが外交上の問題ですから、秘密保護法で隠されてしまいます。政府が「影響する」と言えば、それ以上追求できないわけです。

それで参戦するとどうなるでしょう。「米軍等行動関連措置法」で日本の施設や物資(武器の提供も認められました)を提供する。「船舶検査活動法」で相手国の船舶を軍事臨検する。そして、「事態対処法」で相手国へ武力攻撃を加えることになります。相手国にしてみれば、先制攻撃を受けたことになりますから反撃されます。原発に対するテロやゲリラ攻撃が起こるかもしれません。こうなると、「武力攻撃事態」ですから、全面戦争です。有事法制が適用され、離島や海岸では土地や施設の強制使用が行われます。建設･輸送業者や医療機関は徴用が始まるでしょう。自衛隊員だけが生命の危機に遭うわけではないのです。　この「存立危機事態」には「ホルムズ海峡の機雷施設でも新３要件に該当する」(安倍首相)というわけですから、経済的な影響でも歯止めを超えることができます。まさに、経済利権のために行ったアジア侵略と同じ発想です。

(2) 自衛隊の海外派兵

これまでも PKO 法(92 年)、イラク特措法(01 年)などの海外派兵法がつくられました。活動地域は「非戦闘地域」(活動期間中や将来にわたっても戦闘が行われない地域)でした。武器の使用に関しても「自己保存型」と言って、自分を守るためにしか発砲できない。そして、「後方支援」や「人道的復興支援」(道路造りや給水活動)に限定されていました。それが今回の法制で、すべて変えられてしまいました。

海外派兵に関しては、３つの法案があります。「周辺事態法」は「重要影響事態安全確保法」に変わりました。周辺という制約を取り払い、「わが国の平和と安全に影響を与える事態」であれば、世界中どこでも派兵 OK です。(1)で述べたとおりで、アメリカの戦争が影響を与えるから支援する。戦場の直近で弾薬の発信や航空機に対する給油をすることも可能です。２つ目が、「国際平和支援法」。何らかの国連決議があれば新しい法律を作らなくても派兵 OK です。決議は派遣要請でなくてもかまいません。最後が「国連 PKO 協力法」です。この法律は PKO だけのものではありません。国連が統括

しない「人道復興支援」や「安全確保活動等」も入ります。「安全確保活動等」とは停戦監視や治安維持をする活動です。治安維持のためには武器の使用も認められました。ISなどのテロ集団が相手になりますから、１つ間違えば、民間人への発砲があるかもしれません。派遣国の了解があれば、派兵 OK です。

この３つの法制が揃えば、海外派兵は自由自在になります。国連決議がなければ、「重要事態法」で行けばいい。国連決議があれば「国際平和支援法」で、停戦合意ができれば「PKO 法」で…。こうして自衛隊が派兵されると、自衛隊員にも犠牲が出てくるでしょう。これまでの派遣でも日本基地に迫撃砲が撃たれたり、装甲車が囲まれてギリギリで他国軍に救われたこともありました。それだけでなく、送られた国の民衆がその何十倍もの犠牲者を出すだろうことは、これまでの報道からもおわかりでしょう。日本が再び加害者、侵略者になりかねないのです。

(3) グレーゾーン事態

グレーゾーンとは、有事(戦時)でも平時でもない状態です。政府は「切れ目のない対応が必要だ」としています。本来なら、警察あるいは外交上の手続で解決すべき事態を、軍隊を投入して解決しようという発想です。具体的には３つの場面が想定されています。まず尖閣諸島などへ海上自衛隊の護衛艦の出動。次に米･豪軍を守るための武器使用。そして、在外邦人救出のための自衛隊の投入です。（いずれも自衛隊法改正によって）このとき、もしも自衛隊が一発でも発砲したら、どうなるでしょうか。

戦争法制の行き着くところは

ここまで見てくると、アメリカのような軍事力によって他国に対抗しようとしているのがよくわかります。9.11 以降のアメリカを見ることによって、日本のこれからが見えてきます。パトリオット法(愛国者法)が制定され、人権が制限され、特に外国人は厳しく監視されるようになりました。国内線の身体検査はいまも国際線以上の厳しさと言われています。志願制でありながら経済的格差を利用して徴兵制のように軍に兵を補充する「経済的徴兵制」が批判されています。他国との軍事力競争で、軍事費の増大にあえいでいます。（日本も今後軍事費の増加が予想されます）何よりも、今もアメリカは世界中でテロとの戦争を続け、多くの死傷者や精神疾患者を出しています。ブッシュ政権は、9.11 後「テロとの戦争」を叫んで、世界的に軍事行動を強化しました。その結果、ISが生まれ、テロを拡散させました。軍事力では「平和」は作れないのです。

さらに、安保法案は多くの学者や元最高裁判事･内閣法制局長官から「違憲」と指摘されているように、今の憲法から明らかに外れています。この矛盾を解決するため、今後９条などの明文改憲がねらわれるのは間違いありません。

法案成立で終わりではない

安倍首相は「強行採決しても成立すれば、国民は忘れる」とでも思っているのでしょうか。確かに、これまではそんなことが多くあったかもしれません。でも、今回は違います。連日のデモには、今まで政治には関与しないとされた人たちが集まっています。

大学生らのグループ「SEALDs（シールズ)」が呼びかけた「全国若者一斉行動」には北海道から沖縄まで 64 カ所で実施され、若い世代の反対運動が広がりを見せました。高校生らのグループも約５千人が「民主主義ってなんだ」と声をあげました。女性たちは「誰の子どもも殺させない」を合言葉に、「安保関連法案に反対するママの会」を立ち上げ、子連れで活動を繰り広げました。この他にも、学者、大学職員や OB、芸能人までデモ、集会で「反対」を呼びかけています。安倍政権の強引な憲法解釈や国会運営に、バラバラでまとまりがなかった野党も結束して「安倍政権の打倒」を目指すようになりました。

日本全国で、本物の民主主義に目覚めた多くの人たちが行動を始めています。主権者の国民が目を光らせれば、法の活用が抑制的になる可能性もあります。違憲の可能性の高い法案を閣議決定だけで「合憲」と言い張るのは立憲主義を無視した行為です。一人一人の「憲法守れ」の声が政権に再考を促す力となるはずです。来年夏の参議院選挙で野党勢力が過半数を獲得すれば、法律の「執行停止法案」を上程するという報道もあります。まだまだ終わりではありません。